

令和8年4月

〔各家庭で、掲示・保管をお願いします。〕

## 令和8年度 警報発表時の登下校等について

山縣市立いわ桜小学校  
校長 河村 貴子

市の災害マニュアルに従い、特別警報や警報(暴風、大雨、洪水、土砂災害、大雪、暴風雪警報)発表時における登校及び休業について、原則、以下の通りとします。

### 1 児童が登校する前に、特別警報や警報が発表されている場合

- (ア) 警報が解除されるまで、**自宅待機**をさせていただきます。  
(イ) **午前6時00分**までに解除されたら、**平常通り登校**させていただきます。

※(イ)の場合でも、道路の損壊や橋の流失、家屋・樹木の倒壊等で危険な場合は、登校しなくてもよいです。(状況を学校に連絡してください。)

- (ウ) **午前10時00分**までに解除になった場合は、**解除後2時間後をめぐりに登校**とします。その際は、学校から「**すぐーる**」を使って連絡します。

※(ウ)の場合でも、道路の損壊や橋の流失、家屋・樹木の倒壊等で危険な場合は、登校しなくてもよいです。(状況を学校に連絡してください。)

※バスが各地区の始発場所を発車する時刻も「**すぐーる**」を使って連絡します。始発場所、所要時間を確認しておいてください。(スクールバス運行表)

※給食なしの場合は、「簡易給食」や「午後早めの下校」になる場合があります。

- (エ) **午前10時00分**までに解除されなかった場合は、**臨時休業**とします。その際は、学校から「**すぐーる**」を使って連絡します。

### 2 児童が登校してから、特別警報や警報が発表された場合(児童が学校にいる場合)

- (ア) 学校に待機させます。原則、帰宅させるのは警報解除後とします。  
(イ) 警報解除後の児童の下校は、**保護者への引渡し**を原則とします。しかし、状況によっては、安全を確認した上で、次のような対応で帰宅させる場合もあります。  
・バス通学者は、バスで下校させます。  
・徒歩通学者は、教職員が、危険が予想される場所で立哨指導し見守り下校させます。  
(ウ) 警報の発表が予想される場合は、気象状況、道路・交通の状況等を総合的に判断して、児童を安全に帰し得ると認められたときは、授業を中止して速やかに下校させます。下校の仕方は、上記(イ)の場合に準じます。

(給食が食べられない場合もあります。)

※上記(ア)～(ウ)のいずれの場合も、必要に応じて「**すぐーる**」で連絡します。保護者への引き渡し等で迎えが必要な場合は、学校から連絡いたします。

### 3 注意報等の発表(「気象注意報」や「竜巻注意情報」「土砂災害警戒情報」)の場合 美山地区の地形の特性や状況を考慮し、学校において適切と思われる措置をとります。

### 4 その他

- ・授業打ち切り等の措置をとる際、児童の安全を最優先し、給食については考慮しません。
- ・翌日の休業などが予想される場合は、前日に給食の中止を決定することがあります。その場合、登校することになったときには、「簡易給食」や「弁当」とすることがあります。